



愛研技術通信

掲示板: 法令・告示・通知・最新記事・その他

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の公布について
(環境省、平成 25 年 2 月 21 日)

1. 改正の趣旨

平成 24 年 12 月に廃棄物処理基準等専門員会により、廃棄物最終処分場に係る放流水等の基準の見直し、特別管理産業廃棄物の指定等についての検討結果がとりまとめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 12 号。平成 25 年 1 月 23 日公布。平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「改正令」という。)が公布され、産業廃棄物であるばいじん、廃油(廃溶剤)、汚泥、廃酸及び廃アルカリのうち、特定の施設から排出され、かつ、環境省令で定める基準を超えて 1,4-ジオキサンを含むものを特別管理産業廃棄物に追加するとともに、管理型最終処分場に埋立処分を行う場合には、環境省令で定める基準に適合させること等が規定された。

本省令は、改正令の規定に基づき、1,4-ジオキサンについて特別管理産業廃棄物に該当するものの基準等を定めるとともに、廃棄物最終処分場からの放流水、地下水等の基準を改正するものである。

2. 改正の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正

1) 1,4-ジオキサンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準を、次表に適合しないこととする。

| | | 基準 |
|---|---|------------|
| | | 1,4-ジオキサン |
| 指定下水汚泥関係 (規則第 1 条の 2 第 5 項関係) | 指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ以外) | 0.5mg/L 以下 |
| | 指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ) | 5mg/L 以下 |
| ばいじん関係 (規則第 1 条の 2 第 8 項関係) | ばいじん又はばいじんを処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ以外) | 0.5mg/L 以下 |
| | ばいじんを処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ) | 5mg/L 以下 |
| 廃油関係 (規則第 1 条の 2 第 10 項関係) | 廃油を処分するために処理したもの(廃油) | 廃溶剤でないこと |
| | 廃油を処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ) | 5mg/L 以下 |
| | 廃油を処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ以外) | 0.5mg/L 以下 |
| 汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第 1 条の 2 第 11 項関係) | 汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ以外) | 0.5mg/L 以下 |
| | 廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ) | 5mg/L 以下 |

* 廃油については、廃棄物処理法施行令において、廃溶剤(1,4-ジオキサンに限る。)と定められている。

2) 1,1-ジクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準を、次表のとおり変更する。

| | | 基準 |
|----------------------------------|--|-----------------------------|
| | | 1,1-ジクロロエチレン |
| 指定下水汚泥関係 (規則第 1 条の 2 第 5 項関係) | 指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ以外) | 1mg/L 以下 (現行 0.2mg/L 以下) |
| | 指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ) | 10mg/L 以下 (現行 2mg/L 以下) |

| | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------------|
| 廃油関係 (規則第1条の2第10項関係) | 廃油を処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ) | 10mg/L 以下 (現行 2mg/L 以下) |
| | 廃油を処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ以外) | 1mg/L 以下 (現行 0.2mg/L 以下) |
| 汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係) | 汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ以外) | 1mg/L 以下 (現行 0.2mg/L 以下) |
| | 廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸・廃アルカリ) | 10mg/L 以下 (現行 2mg/L 以下) |

(2) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正

1) 管理型最終処分場に埋立処分できる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれる 1,4-ジオキサン
の量の基準及び 1,1-ジクロロエチレンの量の基準を、次表のとおりそれぞれ設定及び変更する。

| 廃棄物の種類 | 基準 | |
|--|------------|-----------------------------|
| | 1,4-ジオキサン | 1,1-ジクロロエチレン |
| 燃え殻、ばいじん若しくは燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの(判定基準省令第1条第2項、第3条第2項 汚泥、指定下水汚泥及びこれらの産業廃棄物を処分するために 処理したもの(判定基準省令第1条第8項、第3条第12項)) | 0.5mg/L 以下 | 1mg/L 以下 (現行 0.2mg/L 以下) |

2) 産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれる 1,4-ジオキサンの量の基準及び 1,1-ジ
クロロエチレンの量の基準を、次表のとおりそれぞれ設定及び変更する。

| 廃棄物の種類 | 基準 | |
|---------------------------------------|-------------|--------------------------------|
| | 1,4-ジオキサン | 1,1-ジクロロエチレン |
| 有機性汚泥、動植物性残さ (判定基準省令第2条第1項、第4項) | 0.5mg/kg 以下 | 1mg/kg 以下 (現行 0.2mg/kg 以下) |
| 無機性汚泥(判定基準省令第2条第2項) | 0.05mg/L 以下 | 0.1mg/L 以下 (現行 0.02mg/L 以下) |
| 廃酸又は廃アルカリ、家畜ふん尿 (判定基準省令第2条第3項、第5項) | 0.5mg/L 以下 | 1mg/L 以下 (現行 0.2mg/L 以下) |

(3) 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等の一部改正

廃棄物最終処分場から排出される放流水の基準及び廃棄物最終処分場周縁の地下水基準、安定型最終
処分場の浸透水の基準について、次表のとおり設定及び変更する。

(放射性物質汚染対処特措法施行規則に定められた埋立地からの放流水の基準及び最終処分場周縁の
地下水基準、安定型最終処分場相当の最終処分場の浸透水の基準についても同等の措置を講ずる。)

| 項目 | 基準 | |
|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| | 項目 | 基準 |
| 放流水基準 (管理型) | 1,1-ジクロロエチレン | 1mg/L 以下(現行 0.2mg/L 以下) |
| | 1,4-ジオキサン | 0.5mg/L 以下 |
| 地下水基準 (全処分場共通) 浸透水基準 (安定型) | 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下(現行 0.02mg/L 以下) |
| | 1,2-ジクロロエチレン (現行 シス-1,2-ジクロロエチレン) | 0.04 mg/L 以下 |
| | 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L 以下 |
| | 塩化ビニルモノマー | 0.02 mg/L 以下 |

シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量

3. 施行期日

平成 25 年 6 月 1 日

『会長 三輪淳一様、前社長 奥村政喜様退任送別会』

開催報告

2013年2月2日(土)、プリンセスガーデンホテル
『ジャスミン・ガーデニア』にて、会長三輪淳一・
前社長奥村政喜両氏の退任送別会が開催されま
した。本号では、この退任送別会を開催記録とし
て取りまとめましたので報告します。

1. 開会あいさつ(司会幹事 林 直樹)
皆様、ただいまから、このたび退任なされる三
輪様並びに奥村様の送別の宴を開催致します
(Photo 1)。本日は、総勢70名の方々にお集ま
りいただきました、厚くお礼申し上げます。
三輪様、奥村様、本日はお越し頂きましてあり



Photo 1 三輪ご夫妻・奥村ご夫妻

がとうございます。お二人は、1971年当時、(株)愛研設立に尽力され、創立以来今日に至るまで会社を大きく飛躍させることに努力されました。聞くところによると、設立当時の社屋は、プレハブ棟の事務室と大部屋式の作業場だけの職場環境の中で、会社発展に奮闘されました。40年の長き間、お客様はじめ関係各位のご支援により、現在では、県内でも大手分析会社の一つに数えられるまでに発展しました。ここで改めて、お二人の貢

献に対して、我々従業員一同、敬意を表するとともに、心からお礼申し上げます。

今回退任なさいますこと、大変名残惜しいことではありますが、健康に留意され、趣味や奥様との旅行などに勤しんでもらえたら幸いと存じます。本日は、ささやかな歓送の宴ではありますが、時間の許す限り、御歓談頂きたく存じます(Photo 2)。

2. 発起人あいさつ(代表取締役 鎌田務)

長年にわたる当社への貢献に対して、発起人を代表して一言、私からご挨拶を申し上げます(Photo 3)。

三輪・奥村両氏は、昭和46年12月2日、亡き平社俊之助氏、宮崎光男氏、そして本日出席していただいております鎌田東氏らと図り創立した(株)愛研も、今期で42年目を迎えています。この間、お二人は幾多の困難やご苦労に遭遇されたかと推察されます。もちろん、本日出席いただいている両ご夫人様も、如何に大変であったかと思ひます。



Photo 2 楽しく歓談中の社員たち

現在の経営環境は、過去にも一度ならず経験したであろう厳しい状況にあることを、常々から申し上げているとおりでございます。しかし本日の送別会で申し上げたいことの一点は、全員野球の気持ちで、全社員が一致団結して「厳しい経営環境を乗り越える」ということを、お二人に改めてお誓い申し上げたいと存じます。

(株)愛研の社風は、「愛研文化」といわれたように、お二人が築かれた発足時代からの「愛研イズム」で培われた家族主義が根幹になっています。ここでいう「家族主義」とは、会社側と従業員は家族の関係にあり、そして会社は「家」である、つまり自分達(会社側と従業員)の家だか



Photo 3 発起人代表鎌田社長のあいさつ

ら、「会社は自分のもの」ということに深くつながっているわけであります。とかく最近は、このような家族的経営主義は薄らいでいる傾向にあります。私としては、このような家族主義的経営を今後とも受け継いでいく所存であります。

本日は、発足以来私どもの財務を担当していただいております、顧問税務士であります横山様のご出席を得て、かくも盛大に送別会を開催されることは、私としても大きな喜びであり、深く感謝申し上げます。挨拶とさせていただきます。

3. 歓送の宴

(株)愛研創立発起人の1人でもある大先輩の鎌田(東)様により、三輪・奥村両氏のこれまでのご功労に敬意を表し、今後のご健勝とご発展をお祈りし、あわせて本日お集まりの皆さんのご多幸と(株)愛研の益々の発展を祈念して、高らかに乾杯の音頭をとられ、歓送の宴が始まりました(Photo 4~5)。



Photo 4 (株)愛研草創期を支えた先輩社員(左から、加賀、小川、斎藤、高木(俊)、高木(修)、安藤の諸氏)から、三輪・奥村両氏への謝辞



Photo 5. 三輪・奥村両氏による談話 - スライドで見るこれまで歩んできた(株)愛研のひとコマ

4. 退任送別会あいさつ

このたび、(株)愛研を退任するに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

昭和46年12月以来、(株)愛研の創立から今日までの約40年間、会社運営にかかわってきました。これまでを振り返りますと、順風満帆なときもあれば、今日のように出口の見えない閉塞感や不安感を抱いた一時期もありました。その中でも、同業界の中でも比較的早く、計量証明事業所登録や作業環境測定機関登録を行い、草創期の礎を築き、今日であたりまえになっているお客様の排水口から、直接当社の社員が採水するという独自の採水システムの導入、1997年の本社新社屋、1999年のISO9001の認証取得、コンピューター導入などに取り組んできたことが印象に残っています。また、当社を利用していただくお客様のご意見を聞く中で、当社の役割に対する期待や注文の大きさに感銘を受けました。

今(株)愛研が直面している内外の環境変化に対応するために、さまざまな視点から改革を進めてきていますが、しかし改革はまだ道半ばであります。この難局を乗り越える舵取りを鎌田社長はじめ、社員の皆さんにゆだねることになりますが、どうか改革に力を尽くし、新しい成長へつなげて欲しいと期待しております。

お集まりの皆様のご今後のご活躍とご健勝、そして(株)愛研のますますのご発展を心から祈念して退任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。



Photo 6 花束贈呈

花束贈呈には、「長年公私にわたりお世話になりありがとうございます」の添え書きとともに、宮崎千鶴様、角理佳様から花束を頂きました。また、記念品としてドイツ製ステッドラー社60色水彩鉛筆を贈呈しました。そして、三輪・奥村様から、記念品返礼として、本社並びに半田営業所に大きな電子時計が贈呈されました。

株式会社 愛 研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本 社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749

